

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号
名称 株式会社マテック
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日 令和 5年12月21日
許可の有効年月日 令和12年12月20日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

- ア 汚泥（建設汚泥を除く。）
- イ 廃油
- ウ 廃酸
- エ 廃アルカリ
- オ 廃プラスチック類
- カ 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
- キ 木くず（裏面に記載されているものに限る。）
- ク 繊維くず
- ケ ゴムくず
- コ 金属くず
- カ サ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず
- シ 破れき類

以上12種類は水銀含有ばいじん等であるものを除き、石棉含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(2) 積替え又は保管の有無

有

下記2の表の最右欄に掲げる産業廃棄物の種類に限る（ただし、石棉含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）。

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
白石区本通 20 丁目北 707-22	630 m ²	1,386 m ³	2.2m	廃自動車（上記1(1)イ～オ、コ、サ）
白石区東米里 2032-12	26.64 m ²	23.96 m ³	1.21m	上記1(1)オ
白石区東米里 2032-12	25.68 m ²	23.08 m ³	1.17m	上記1(1)キ
白石区東米里 2032-12	25.62 m ²	23.03 m ³	1.17m	上記1(1)コ
白石区東米里 2032-12	25.62 m ²	23.03 m ³	1.17m	廃OA機器（上記1(1)オ、コ、サ）
白石区東米里 2032-12	5 m ²	13.7 m ³	—	廃タイヤ（上記1(1)オ、コ）

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成 6年12月21日	新規許可	平成 21年12月21日	更新許可
平成 9年 3月10日	変更許可	平成 28年12月21日	更新許可及び変更許可
(上記1(1)ア～ウの追加、積替え又は保管に関する事項の追加)		(上記1(1)ア、クの追加)	
平成11年12月21日	更新許可	令和 5年12月21日	更新許可
平成16年12月21日	更新許可		

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。